

会員規約

第1条 適用範囲

1. 本規約は、DogLeg & STATUS JAPAN（以下「店舗」という）が経営し、管理運営するゴルフ施設の（以下施設」という）の利用に関し適用されるものとします。
2. 会員は、本規約に従うことを前提に、本サービスを利用することができます。なお、本規約の記載の各条項に同意しない場合には、会員は本サービスを利用することはできません。

第2条 会員制度

1. 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会される方は、本規約に同意した上で、店舗所定の申込方法により手続きを行います。
3. 第4条の手続きが完了し、会員が選択した「入会日」をもって会員資格を取得したものとします。
4. 会員資格は、他に譲渡、相続その他包括継承、または貸与できません。
5. 会員資格は、会員による退会手続き、店舗による会員に除名手続き、その他会員資格喪失の場合をのぞき、自動的に継続されます。

第3条 入会資格

本クラブの入会資格は以下の通りとし、その項目すべてに該当する方とします。

1. 本規約および店舗が別に定める諸規則を遵守する方。
2. 未成年者が入会しようとするときは、親権者と同伴で所定の手続きを店舗で行っていただきます。未成年者の入会以降、すべての手続きは親権者が申し込み手続きを行い、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約および店舗が定める規則等に基づく責任を未成年者本人と連携して追うものとします。
3. 高校生以下の学生の場合、会費の引き落とし口座は親権者の口座とさせていただきます。
4. タトゥー・タトゥーシールがある方は店舗責任者の審査の上で、館内何れの場所においても見えないように隠していただきます。
5. 暴力団その他反社会的な組織に属していない方。
6. 医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障がない健康状態であると店舗に誓約いただいた方。
7. 妊娠中でない方
8. 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾患を有しない方。
9. 地震や火災などの緊急避難の際に自己対応できる方。
10. 介助の必要がなく、一人で安全に運動できる方。
11. 過去の回避、事務手数料、利用料等について未払いの債務のない方。
12. 過去に店舗から除名されていないなど、店舗が適当と認めた方。

第4条 入会手続き

1. 本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会手続きが完了します。
 - (1) 店舗所定の申込方法により入会手続きを行っていただきます。
 - (2) 月会費、手数料、オプションサービスを希望される方はそのオプション料金を含めた合計金額の支払い手続きを行っていただきます。
 - (3) 月々の会費支払いについて口座振替の登録を行っていただきます。
2. 店舗は、入会希望者が入会した場合でも、以下の事項を行うことができます。
 - (1) 入会希望者が提供した情報が事実と異なっていた時は、許可を得ることなく店舗が修正すること。
 - (2) 会員の入会后、店舗が本人確認書類の提示を求めること。なお、会員がその求めに応じない場合、当該会員の入店を断り、又は、入会を取り消すことがあります。
 - (3) 会員が互いに安心して本施設を利用し、著作権の保護等を遵守した営業を行うために、上記の個人情報の登録を求めること。

第5条 会費額の算定ならびに支払方法

1. 口座振替の支払日は、原則当月28日といたします。
2. 口座振替は、会員は店舗が提供する金融機関が諸費用に関する口座振替業務を行うことに同意します。
3. いったん納入した諸費用は店舗に明らかな帰責事由がある場合を除き、一切返還いたしません。
※引落日が土日祝祭日の場合、その翌日以降の平日に引落しとなります。

第6条 告知義務および通知義務

1. 会員は、店舗に情報を提供する場合には、事実を提供するものとします。
2. 会員は、前項において提供した事実に変更が生じた場合、速やかに店舗に通知し、店舗所定の手続きを行っていただきます。
3. 会員が前各項の義務を怠ったことにより会員又は第三者に生じた一切の損害について、店舗は、店舗に明らかな帰責事由がある場合を除き、当該損害に対する一切の責任を負いません。

第7条 遵守事項

会員は本施設の使用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

1. 自らの体調、体力等を考慮し、自己の責任と危険負担において運動の実施可否の判断を行うこと。また治療中の症状がある場合は主治医の承諾を得たうえで運動を行うこと。店舗が必要と認めたときは、医師の診断書の提出に応じること。
2. 高額な金銭、貴重品等を施設に持ち込まないこと。また所持品の管理は自らの責任で行うこと。
3. 会員以外の第三者、乳幼児、ペット等を施設に立ち入らせないこと。
4. 施設内の秩序を乱す行為を行わないこと。
5. 入会後店舗から本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じること。
6. 人工芝保護の為、施設利用時はゴルフシューズ(スパイク・スパイクレス含む)の使用は禁止としスニーカー着用をお願いします。
※但し、店舗が認めたスパイクレスに関しては可とします。

第8条 会員証

1. 店舗は、会員に対して会員証を発行いたします。会員証の使用は本人に限定します。(法人会員は除く)
2. 会員は、本施設の利用にあたり、会員証を提示します。会員であっても会員証を所持していない場合は施設内に立ち入ることはできません。
3. 会員証は本人のみが使用し、他のものに譲渡、貸与はできません。
(法人会員の場合、貴社社員以外の方が利用する場合は確認連絡をする場合がございます)

第9条 会員以外の方の施設利用

1. 店舗は、特に必要と認めた場合は、会員以外の方の施設利用を認めることができます。
2. 会員以外の方についても、本規約は適用されるものとします。

第10条 休会

1. 会員は入会后、入会月の翌々月以降に休会を開始することができます。ただし、キャンペーン等を適用して入会した方はキャンペーン毎に定める在籍条件期間の終了後から休会を開始することができます。
2. 会員は、店舗所定の申込方法で休会手続きを行い休会することができます。
3. 会員は、各月10日までに休会の手続きを完了した場合「当月28日から休会することができます。なお手続きの完了が10日以降になる場合は、翌月28日から休会することができます。
4. 休会開始日から休会終了日までの休会期間中については、月会費及びオプションサービス利用料の支払いを免れるものとします。
この場合、会員はオプションサービスを解約していただきます。休会開始日までの期間については施設利用の有無を問わず月会費及びオプションサービス利用料の支払い義務を免れることはできません。
5. 休会期間中の会員は、各月10日までに休会終了の手続きを完了した場合、翌月15日から復帰することができます。なお手続き完了が10日以降になる場合は、翌月15日から復帰することができます。



第 1 1 条 退会

1. 会員は、店舗所定の申込方法で退会手続きを行うことにより、退会することができます。(電話、メール等による申し出は受けられません)
2. 各月10日までに大会の手続きを完了したばあいはその月の末日をもって退会することができます。なお退会日までの、在籍期間中の諸費用は施設利用の有無を問わず、その支払い義務を負います。
3. 会費を含む諸費用等が未納の場合は、第 1 項の退会手続き完了までに完納していただきます。

第 1 2 条 会員資格の喪失

1. 会員は、次の各号に該当する場合、会員資格及び会員として有するいかなる権利をも喪失するものとします。
 - (1) 第 1 1 条に定める大会を申し出、店舗がこれを承認したとき。
 - (2) 第 1 5 条により除名されたとき。
 - (3) 会員本人が死亡したとき。
 - (4) 第 1 4 条により入会手続きした施設の全部を閉鎖したとき。
2. 会員資格を喪失した場合、店舗は、すでに会員より支払われた入会時諸費用及び諸費用を店舗に明らかな帰責事由がある場合を除き一切変換しないものとします。

第 1 3 条 会員の除名

会員が次の各号に該当する場合、店舗はその会員を本クラブから除名することができます。

1. 第 3 条の入会資格を喪失したとき。
2. 本クラブの規約および諸規則に違反したとき。
3. 他の方や店舗スタッフに対して勧誘、中傷する等の迷惑行為があったとき。
4. 他の方や店舗スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為があったとき。
5. 大声・奇声を発したり、他の方や店舗スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
6. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や店舗スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
7. ストーカー行為、無許可での営業活動、セールス行為、布教活動、その他の勧誘行為及びそれに類する行為があったとき。
8. 本クラブの施設・器具・備品の損壊や無許可で備え付けの備品を持ち出したとき。
9. 正当な事由なく、面談、電話、その他の方法で店舗スタッフを拘束する等の迷惑行為があり、店舗業務に支障をきたしたとき。
10. 法令や公序良俗に反する行為があったとき。
11. 刃物類、可燃物、火薬類、有害性物質、薬物などの危険物を館内に持ち込んだとき。
12. 所会費を滞納し、催告を受けても完納しないとき。ただし、滞納分については完納いただきます。
13. 入会に際して虚偽の申告があったこと、または入会に際して入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったことが判明した場合。
14. その他店舗が本クラブ会員にふさわしくないと認めたとき。

第 1 4 条 施設利用の禁止、退場

会員が次の各号に該当する場合、店舗は当該会員に対して施設利用の禁止、又は退場を命じることができます。

1. 刺青、タトゥー(シールを含む)が見えているとき。
2. 集団感染する恐れのある疾患を有する場合。
3. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
4. 酒気を帯びている場合、薬物を使用している場合。
5. 医師から運動を禁じられている場合、または症状から見て施設利用が困難と判断される場合。
6. 本規約および店舗が別に定める諸規則を遵守しない、あるいは施設スタッフの指示に従わない場合。
7. 他者が不安、不快に感じる行為を行った場合。
8. その他、正常な施設利用ができないと店舗が判断した場合。



第15条 施設の利用制限

1. 本施設は、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、本施設が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払い義務が縮減または停止されることはなく、本施設は、会員に対し特別の保証は行いません。
 - (1) 気象・災害等により会員に危険が及ぶと本クラブが判断し、営業継続が困難と認めたとき。
 - (2) 施設、設備の点検、修繕等をするとき。
 - (3) 法令の制定、改廃、行政処分、その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - (4) その他本クラブが休業を必要と認めるとき。
 - (5) 第16条により本クラブの施設の全部または一部が閉鎖となるとき。
2. 前項の場合、事前にその旨を店頭またはメールまたはライン等にてご連絡します。ただし、災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第16条 施設の閉鎖・変更

1. 本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
 - (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと本クラブが判断し、営業継続が困難と認めたとき。
 - (2) 法令の制定、改廃、行政処分、その他事業を継続することが困難となる会員数の減少及び営業不振等本クラブの経営上やむを得ない事由が発生したとき。
 - (3) 店舗において経営上等や藻を得ない事由が発生した場合にあって、原則として3ヵ月前までに会員に対しその旨を告知又は通知のうえ閉鎖したとき。
2. 施設の閉鎖・変更の場合、本施設が別に定める場合を除き、会員の月額制会費等の支払い義務が縮減または停止されることはなく、施設は会員に対し特別の保証は行いません。なお、閉鎖日以降の会費等の支払い義務は消滅します。

第17条 会員の自己責任と担保の免責

1. 会員は自己の責任と危険負担において、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは会員の手荷物、所持品を預かることはいたしません。会員が本クラブの利用に際して生じた手荷物、所持品の盗難、紛失または毀損については、店舗は、店舗に明らかな帰責事由がある場合を除き一切の損害賠償の責を負いません。
3. 会員が本施設の利用中、会員自らの責に帰す事由により生じた事故及び店舗または他の会員を含む第三者への損害を与えた場合は、店舗に明らかな帰責事由がある場合を除き一切の責任を負わないものとし、会員が当該損害に対する責を負うものとします。
4. 会員同士の間が生じたトラブルについても、店舗は一切関与いたしません。

第18条 個人情報保護

1. 店舗は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守すると共に、会員の個人情報をはじめとするすべての個人情報を安全かつ適切に取り扱います。
2. 店舗は、諸会員の口座振替業務を委託する目的の範囲内で、会員の個人情報を振替業務代行会社に開示します。
3. 会員が各種届け出書に記載した内容について、店舗は登録手続き、諸連絡の他、個人を特定しない形の統計的情報として利用する場合があります。

第19条 諸費用の変更並びに運営システム変更について

1. 店舗は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について店舗が必要と判断したときは、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができます。
2. 前項同様に施設運営システムを、店舗が必要とし判断したときは、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができます。

第20条 細則

本規約に定めのないもので本施設の管理運営上必要な事項については、店舗は、諸規則、注意事項、案内等を定めることができるものとします。



第 2 1 条 本規約の変更

1. 店舗は、以下のいずれかの場合に、店舗の裁量により、本規約を変更することがあります。
 - (1) 規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 規約の変更が規約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、規約の変更をすることが変更に係る事情に照らして合理的なとき。
2. 店舗は前項による規約の変更にあたり、変更後の規約効力発生日の 1 4 日前までに規約を変更する旨、及び変更後の規約の内容とその効力発生日を店舗が定める方法により通知します。
3. 変更後の規約の効力発生日以降に店舗の本サービスを利用したとき、または、前項に定める規約の変更通知後 1 4 日の経過を、もって会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 2 2 条 通知予告

本施設の諸事情に関する通知又は予告は、本施設内及び施設が定める方法により行います。

第 2 3 条 発効

本規約は 2 0 2 4 年 5 月 1 日より発効いたします。

以上